



令和元年度 冬期久留米市職員採用試験案内

【任期付職員】

《 任期付職員とは 》

任期の定めのある久留米市の一般職の職員で、給料のほか期末勤勉手当や通勤手当などが支給される、週38時間45分勤務の職員です。

- 申込受付期間【持 参】令和2年1月15日(水)～2月5日(水)土曜・日曜・祝日を除く
- 【郵 送】令和2年1月15日(水)～2月3日(月)消印有効

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	主な勤務箇所	職務内容	採用予定人員
事務職 (臨床心理士・公認心理師)	子ども未来部 幼児教育研究所	未就学児の発達支援業務等に従事します。 (WISC、新版K式等の実施が中心です)	1人程度

- (1) 採用予定人員は変更になる場合があります。なお、一定の基準に満たない場合は、合格者数が採用予定人員を下回る場合があります。
- (2) 久留米市が職員採用試験を同日に実施する他の試験区分との併願はできません。

2 受験資格

試験区分	受験資格
事務職 (臨床心理士・公認心理師)	昭和32年4月2日以降に生まれた人で、公認心理師の資格か公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士の資格を有する人

- (1) 久留米市嘱託職員・任期付非常勤職員・任期付職員・任期付短時間勤務職員等として過去に勤務したことがある人、または現在勤務している人も受験できます。ただし、令和2年度に任期を有する人は受験できません。
- (2) 最終合格者には、資格を有することを証明するものを提出していただきます。なお、資格の証明ができない場合には採用されません。
- (3) 上記の受験資格があっても、地方公務員法16条各号のいずれかに該当する人は、受験できません。
 - ① 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 久留米市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 日本国籍を有しない人の受験資格等の詳細については、3ページに記載しています。

3 試験の日程及び会場

試験日	会場
2月11日(祝・火) 午前11時00分集合	久留米市役所 3階 304会議室 (久留米市城南町15番地3) 電話(090)8833-2829 【試験当日のみ】

- (1) 詳細なスケジュールは、本採用試験の開始時に説明します。
- (2) 試験の日程は予定です。変更があった場合は、別途お知らせします。
- (3) 受験上の配慮(補聴器や車いすの使用など)を希望する人は、申込み時に申し出てください。郵送の場合は、2月3日(月)午後5時15分までにご連絡ください。補聴器や車いすなど、受験時に使用する補装具等については、各自で用意してください。

(3) 受験番号票の交付

受験番号票は、持参の場合は受付時に交付し、郵送の場合は後日郵送します。受験番号票が届かない場合又は紛失した場合は、2月6日(木)までに久留米市子ども未来部幼児教育研究所まで連絡してください。

7 採用候補者名簿への登載及び任期等

任 期 等
最終合格者は、採用候補者名簿に成績順に登載され、原則として令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間任用されます。なお、業務の状況や勤務成績等に応じて、最長令和7年3月31日まで任期が更新される場合があります(ただし、満65歳に到達する年度末まで)。

- (1) 採用候補者名簿の有効期間は作成日から1年間です。この間に採用にならない場合もあります。
- (2) 業務の都合により令和2年4月2日以降の採用となる場合があります。この場合も、原則として令和5年3月31日までの任期となります。

8 合格者の発表及び試験成績の開示

(1) 最終合格者発表

(日時) 2月25日(火) 午前9時00分

(方法) 合格者の受験番号を久留米市のホームページに掲載するとともに、受験者全員に対して、その可否の結果を郵送により通知します。

(2) 試験成績の開示

試験成績について、本人に限り開示の請求をすることができます。なお、電話等による請求はできません。

- ① 対象者 不合格者
- ② 請求方法 「受験番号票」「本人であることを示す書類(運転免許証等)」を、久留米市子ども未来部幼児教育研究所まで持参してください。
- ③ 開示内容 順位・科目別得点・総合得点を開示します。
- ④ 開示期間 試験の合格発表の日から1ヵ月間

9 日本国籍を有しない人の受験資格等

(1) 受験資格

- 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 試験の方法及び内容

全ての試験において、日本語による出題・質問で、それに対する解答・応答も全て日本語で行っていただきます。

(3) 採用後の担当業務等

公権力の行使に該当する職務又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

- 公権力の行使に該当する職務
(例) 市税等の賦課・滞納処分、生活保護の決定、土地収用、開発行為の監視・規制、建築基準法に基づく許可、違反建築物に対する命令、食品衛生監視
- 公の意思の形成への参画に携わる職
市政方針や政策決定等に関与し、権限をもって意思決定を行う職をいい、原則として、課長級以上の職を指します。

10 受験申込み及びお問い合わせ先

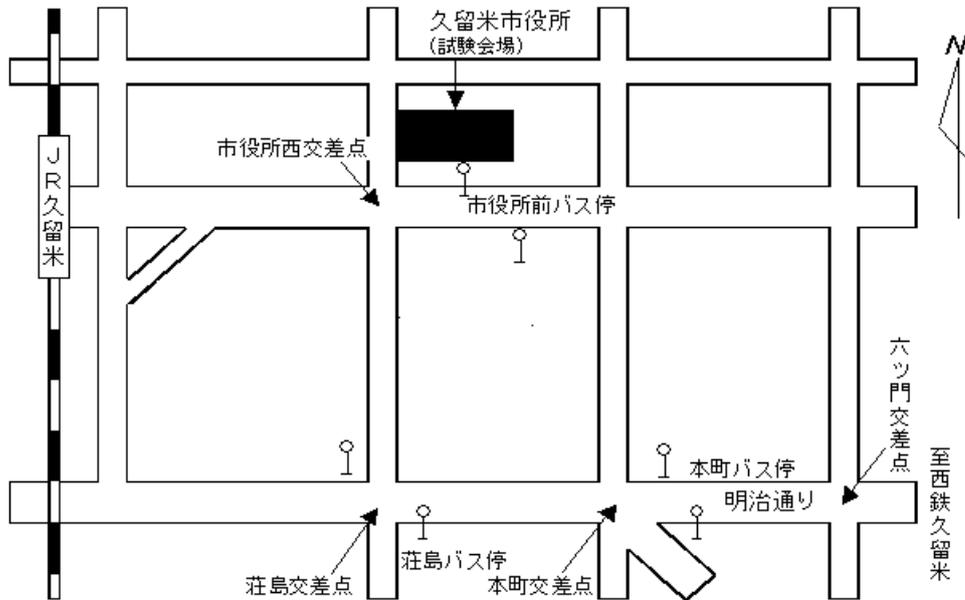
〒830-0042 久留米市荘島町11番地1 久留米市子ども未来部幼児教育研究所

【電話】0942-35-3812

【FAX】0942-35-3886

【メールアドレス】yohken@city.kurume.fukuoka.jp 【HP】<http://www.city.kurume.fukuoka.jp/>

試験会場（久留米市役所）案内図



JR久留米駅より徒歩8分、西鉄久留米駅より徒歩18分。

バスで来庁される場合、西鉄バス「市役所前」（正面玄関の南東側）にて下車してください。